

営業参加申込書

平成 年 月 日

第35回全国都市緑化やまぐちフェア実行委員会
会長 村岡 嗣政 様

所在地

商号又は名称

代表者

⑥

(担当者名)

(電話番号)

(FAX番号)

第35回全国都市緑化やまぐちフェアの会場内において、下記のとおり営業参加をしたいので、関係書類を添えて申し込みます。

記

1 営業参加申込内容

営業参加区分 ※1	①飲食・物販複合営業 (ハンモックカフェ)
	②飲食営業 (キッチンカー)
	③物販営業 (物産品)
	④物販営業 (花緑)
	⑤サービス営業 (内容:)
希望日 ※2	
希望場所 ※3	

※1: 希望する区分に○をすること。

※2: 原則、通期(52日間)とすること。ただし、「②飲食営業(キッチンカー)」及び「④物販営業(花緑)」は、実行委員会が別に定める区分により記載すること。

※3: 「②飲食営業(キッチンカー)」のうち庭のパビリオンゾーン(お茶する庭)での営業を希望する者及び「⑤サービス営業」の参加を希望する者のみ記載すること。

2 大規模イベント（来場者数1万人以上）での営業参加実績

イベント名	営業種別	実績（利用人数、売上等）

3 その他PR、要望等

--

営業計画書

平成 年 月 日

第35回全国都市緑化やまぐちフェア実行委員会
会長 村岡 嗣政 様

商号又は名称

代 表 者

⑩

第35回全国都市緑化やまぐちフェアにおける営業計画は、次のとおりです。

1 資金計画

単位：千円

調 達 方 法	自 己 資 金		資 金 使 途	営 業 参 加 料	
	借 入 金			工 事 費	
	そ の 他			機 器 備 品 費	
				運 転 資 金	
				そ の 他	
	計			計	

2 損益見込み

単位：千円

区 分	金 額	備 考
売 上 高 ①		
売 上 原 価 ②		
営 業 参 加 料 ③		
売 上 総 利 益 ①－②－③＝④		
販 売 管 理 費 ⑤		
人 件 費		
損 益 予 想 ④－⑤		

4 供給処理施設等の使用の有無

(1) 給排水の用途と推定使用量

	端末器具	箇所	推定使用量 (m ³)	ピーク時使用量(m ³ /h)
給水	手洗い用			
	炊事用			
	洗浄用			
	合 計	—		
排水	合 計	—		

(2) 電力用途及び推定消費電力

電気機器類	機種・規格	推定消費電力 (k w h)
合 計		

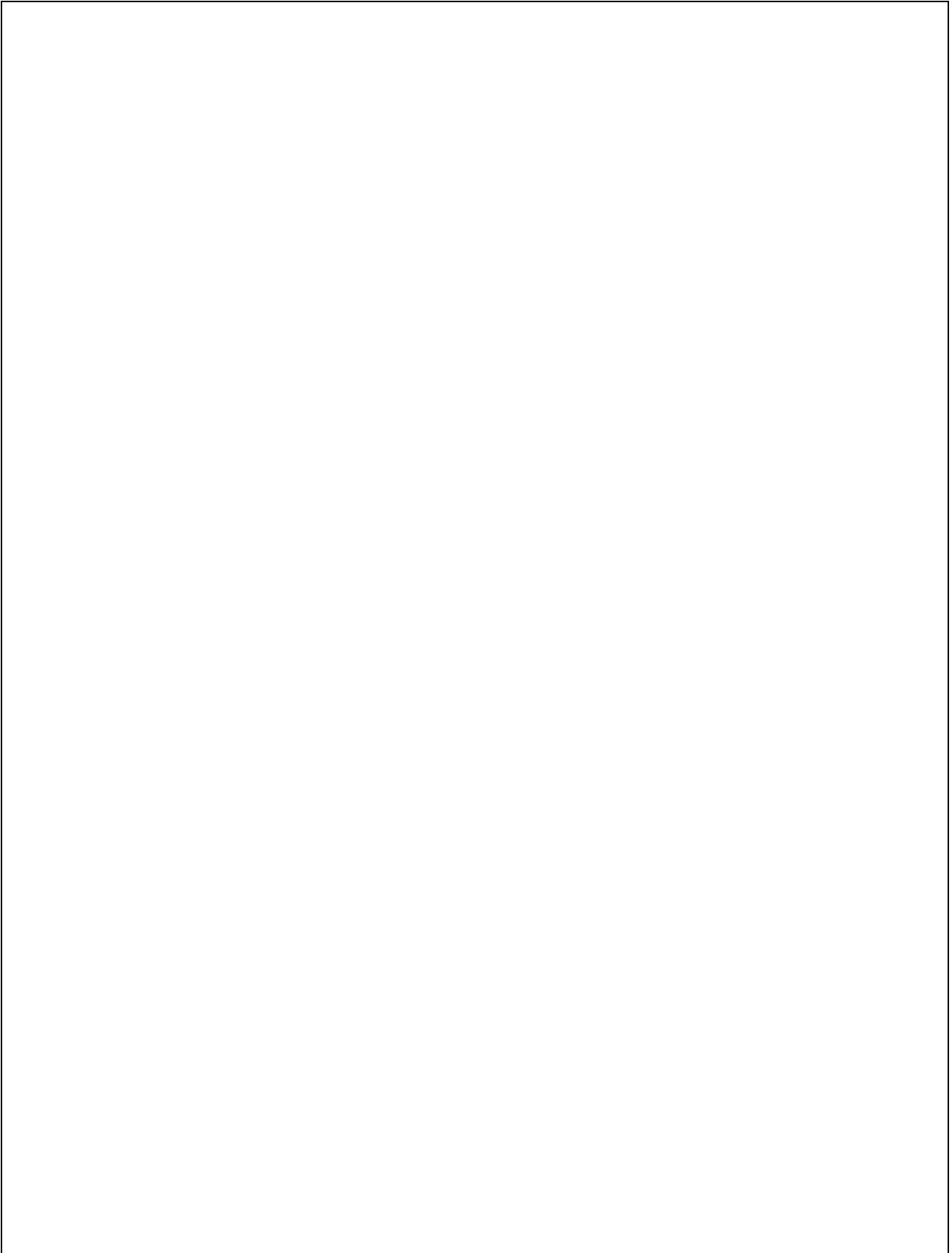
(3) 通信機器等設置の有無

有・無	内容

(4) ガス使用の有無 (L P ガス)

有・無	用途

5 レイアウト図



※他に図面等を作成の場合は、別添可

※飲食営業（キッチンカー）の申込者は、車両全体が分かる写真を添付すること。

誓 約 書

平成 年 月 日

第35回全国都市緑化やまぐちフェア実行委員会
会 長 村 岡 嗣 政 様

商号又は名称

代 表 者

印

第35回全国都市緑化やまぐちフェアにおける営業参加申込みにあたっては、次のとおり誓約いたします。

記

- 1 営業参加申込書及び提出書類の内容は、全て事実と相違ありません。
- 2 営業参加に関する要綱第10条第1項の申込みができない者には該当いたしません。
- 3 営業参加者の選考結果については、一切異議の申立てはいたしません。
- 4 営業参加に関する要綱及びその他の諸規則等並びに実行委員会の指示を遵守します。
- 5 第35回全国都市緑化やまぐちフェアの主旨をよく理解し、フェアにふさわしくない行為は一切いたしません。

暴力団排除に関する誓約書

平成 年 月 日

第35回全国都市緑化やまぐちフェア実行委員会
会長 村岡 嗣政 様

商号又は名称

代 表 者

印

私（法人にあっては当社、団体にあっては当団体）は、下記のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、役員等名簿を提出すること及び当該役員等名簿により当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

契約等の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
- (6) 前記（1）～（5）に該当する者の依頼を受けていると認められる者

